

己巳  
中外新聞

自步一  
至三十

那部文庫

117

92

3





官准

明治二年己巳

中外新聞

自第廿一  
至第三十

號



表



117  
92  
3

中外新聞第廿一號

明治二年己巳六月十九日  
東京出版



○建白書の寫

先般有志輩建言仕候は主戰御決心有之上を速は彼の債を償ひ度奉懇願候は付て天下億兆同心戮力は非んば不能候然る處方今急務之儀出來仕候故私共兩三輩乍恐再度奉建言候

先般各藩版籍返上仕候處 朝廷にも御満足は遊候由御賞は有之らくて知藩事は遊候間所存可申出との由沙汰



有之各藩返奏之儀を五月廿八日迄との事よて則ち諸藩よ  
於ても亦盡く無異議して何事も 叡慮のまよく可仕由  
申上依之者其翌日よるは沙汰よ相成可申欵と存候處  
彼是御評決よ日數も掛り候は付其は猶豫の間よ各藩の人  
情を傳承仕候處主從何れも愁歎の思ひ色よ顯れ知藩事は  
委任は布告あるや否即日よ君臣の道斷然として絶果候上  
を二百年來主人と仰ぎ候も實を過よて今日よ至り候て  
主從同輩よ相成候段臣子の身分よても見ると不忍處よて  
各藩知事有れを副知事あるべし副知事あれを判事あるべ  
し府藩縣同一致の御政體ある事必然よ奉存候且又九庸

の主人とを申せとも二百年來の恩顧肝肺へしみあさり候  
上を知藩事を免知縣事轉職候 仰付候節是迄の主人を領  
分界よ於て見送り可申事臣子の分として難忍候へど將來  
の哀痛見ると如しと歎息仕候由人情の趣くところ大方如  
此は是座候りて 朝廷よ思ひめさく天下を郡縣の姿と  
あして府縣よ分つといへとも各藩のみを知藩事と名分を  
候 仰付候のみよて世家襲官よ於て是迄の通りよて毫  
末もりたる事なき時を何のさまよげり有らん何の害りあ  
らんよ君臣の人情を云む私欲あり名分大義を害する逆賊  
よて其罪通る處あるべからずと 御怒も可申遊道理候



れともそれを道理上の議論よて天下を三分よして其二を  
諸藩其一を府縣よは産は處其府縣の民すら内心よを舊習  
を慕ひ中は故よを飛驒縣の如きもは産はは場合あるよ抑  
名を事の實ふれを各藩主従の道既よ絶て是迄の主人を知  
事ふり臣子を盡く 朝廷のは直臣ふ相成而して職事を免  
は得者物別れ可致と歎息仕は人情を深くは勘考を遊は時  
を今や人心の離れをてよる人民を以て同心戮力仕り 皇  
威を萬國よ輝りよ彼の曲事ある時を立處よ兵端を開き一  
戦よ勝利を可得わけよ相成可や哉甚以無覺束せめても人  
望を失をぬのみよも仕度は且又府藩縣同一の御政體よ

て府縣よ於ても秀才よあらずんば知事職勤めがよくはよ  
各藩ふれを凡庸輩及び小童といへども知事職を 仰付は  
とやよても乍恐高明正大の御議論とも不存はうくて又  
思しめさく小童及び凡庸の人とても周公旦の例を以て其  
藩臣輔佐可仕とのは議論も可有之歟さてを免よも角よも  
知藩事よを 仰付度は著眼よて當分のうちこそあれ遂よ  
を知事職を免はをんうとのは策略あらんとを衢よ於ても  
童謠仕は右府藩縣の三制 王政復古の思召よて 天智文  
武両帝あよりを採採用ふるからむ乍恐今一層は復古有之  
いて 神祖神武天皇のは政體よ立りへさせられ各藩を盡



く、封建のすゞよは遊いて知藩事とて職號を十萬石以上  
 かれど其國造とて遊十萬石以下かれど其縣主とて遊度奉  
 存いらく職號を革られし時を諸藩主從の人情も居り合可  
 申左おくりて職事を免はとさへを 仰渡いへと數百の諸  
 侯も一紙上よ於て一時に滅亡可仕哉と心痛仕居し宿念も  
 忽ら氷解可仕欵と奉存し最早今日に至りてを普天率土の  
 名分不存者も無之且又一旦は下問のは沙汰よも 敵慮の  
 筋合を慥に辨居し間此上を人情の趣く處をは觀察し遊人  
 表よ出は沙汰よ相成し時を天下人民同心合力の意その  
 出沙汰中よ含蓄可仕りと奉存し扱右各藩をど國造よを命

いとも 天皇は實算三十以上よは為成し節を如何程も  
 敵慮のは獨斷は自在よ相成可なりと奉存し一を一先知藩  
 事の職號のみを以見合せを遊度奉懇願し抑封建郡縣の儀  
 者何れを是と可仕哉開闢以來の行跡愚考仕いへを 神伊  
 弉諾命サトノミコトの神勅よよりて 天照大御神を高天原をタカマノハラ知食せ素  
 盞鳴命を青海原鹽のウミ八百會をヤホアヒ知食せとあるを封建の始め  
 と仕はより 天照大御神も亦神勅ありて 天孫よ三種神  
 器を授賜ひて豐葦原中津國を知食せイハヒモツクニ五伴緒神よを 皇孫  
 のは前の事とり持て仕へたり其職掌をアラク革めざれとの神勅  
 かれを所謂天下を一人の天下よとて 天子を實よ天下の



一人あり公卿大夫諸侯も亦皆世家襲官千百年の間綿々と  
 して絶ざりしうむ久しく國體とありまきうくて 神武天  
 皇も亦勅諭ありて褒其功能寄賜國造誅其拒逆者亦定縣主  
 と有之いて即ち稚根津彦命を以て大倭國造とし玉ひ劔根  
 命を以て葛城國造とし玉ひ彦己蘇根命を以て河内國造と  
 し玉ひ天目一命を以て山代國造とし玉ひ天日鷲命を以て  
 伊勢國造とし玉ひ天道根命を以て紀伊國造とし玉ひ弟楯  
 を以て建杵縣主とし玉ひ弟磯城を以て志貴縣主とし玉ひ  
 るを即ち封建制にして方今大小侯の如しされを是の國造  
 等の臣下え方今各藩の主従と同類にして小君臣のさまも

亦同しいでや當昔天下事ありを 天子必ず親征の勞を躬  
 し玉ひて海内を制服し 皇威を海外に輝しとまへり 神  
 武天皇元年辛酉年より 天智天皇元年に至る迄九一千三  
 百廿七年如此すごとありしが 天智帝の英武といへども  
 祖宗の制を革め開國以還既よ成るの勢を變し人國を滅し  
 人世を絶しとまふ事能をぎれむ漸く郡縣制を革め玉ふ  
 といへども其制度も無幾程破れけるこそ國風も不叶故よ  
 や 後鳥羽天皇文治二年よりを又本來の如く封建の姿と  
 相成りて後水尾帝元和の頃より天下を三分して其二を  
 各藩に分ち遣して封建のすごとかり其一を郡縣のすごと



とよおして是を治めき只今の府縣を即ち天下三分の一  
は皇國固有の國風りくの如き次第は此存はと方今人情  
の趣處とを思召にけさせられ各藩のみを神武天皇の  
先規は私爲習國造の名目を下し置るるや或又その地名  
を以て其守と致いて本領安堵を仰付度は乍恐天皇  
は成長の後此自ら正邪曲直を裁斷し至るん事 獻慮より  
出はは時節を相待は迄た方今人情の動搖は關係可仕知藩  
事の職號を暫は見合せは相成度奉懇願は左おくては億兆  
同心協力は無覺束奉存は書を言を盡さず言を意を盡さず  
吾等卑賤の微衷は憐察可下は誠恐誠惶頓首謹言

三輪田綱一郎

伊藤龍馬

檜垣孝一郎

明治二己年六月

○六月中旬は布告の寫二通

官武一途上下協力の 思召を以て自今公卿諸侯の稱を  
廢改めて華族と可稱旨を 仰出は事

但官位を是までの通とすべき事

六月

行政官

○ 今度彈正臺を置は間為心得申達は事



六月

行政官

○

上野山下の邊は空虚の番所あり此頃其邊を通行せし人の  
 漸く右番所の中にて女乞食難産にて死し屍骸の傍に赤子  
 あり年廿四五にて賤しうらざる美麗の婦人其赤子は乳を  
 與へ居たり誰とも知らねどろろ慈善の人も有けりと語  
 りしよし記す

中外新聞第廿二號

明治二年己巳六月廿九日

東京出版

此度大中小各藩の諸侯いづれも其藩の知事と  
 仰付は尤  
 大藩を始めよて連日追々拜命あり  
 駿州府中を稱呼改まりて静岡とある蓋し知府事と知藩事  
 との稱號混せざるが為めよや又も府中の字音善うらざる  
 よ依ての事よや長府對府の如きも定めて改稱あるべし  
 御制度追々取調は相成り昔の職制は復し神祇官大政官  
 を置らせられ式部省大藏省兵部省刑部省等皆古名は復し



只外國省の名のみを新し命ぜさせ玉ふ由

○川浚船の事

去年の夏大雨にて所々出水田地の損處夥し然れども世上  
穩からずして水利を治るの暇無りりしは萬一今年霖雨降  
り續く事おらむ損失更し甚しうるべし願くも早く治水の  
方を設置せられんと此事は付て建白書を捧げたる者も少  
ららず江澤精一と横濱に在る蒸氣仕掛川浚船

佛蘭西名ドラード和蘭名バフルモーン

を用ひて利根川を浚ふときを少しの費用にて莫大の利益  
あるべき旨を建白し尚自ら横濱に往きて此器械の用法

をも傳習せしは實は其働きの神速なる事驚くは堪たりと  
云ふ

○小便をこらへ居るまじき戒

此頃或る家の下僕其門内は逍遙し居たりしは門外より主  
人の歸りを報せしは驚き急し地上は踞くとして物よつまづ  
きて誤て後面に倒れ尻をうと、うと打ちしは忽ち氣絶し  
大に出血せしは其主人も大に愕き庸醫の手は附すべら  
らずとて速に病院の英國醫士に治療を乞ひしは百方效無  
く終に黃泉の客と成り英國醫士の曰是を此男久しく小  
便をこらへ居しは俄に陰囊のうしろを打ちたるよりて



脹りたる膀胱の爲に壓迫せられ、動脈の破裂したるがかり  
此症を馬上にて小便をこらへ居たる人俄に馬より飛び下  
り或も落馬するも依て發する事屢々有ることよて必ず救  
ひ難きものかりと語りしとぞ因て思ふに馬に乗る時を勿  
論其外の時とて久しく小便をこらへ居るを極めてより  
らぬ事あり

○七月朔日日蝕の事

横濱新聞の譯

來る七月朔日即ち西曆第八月八日朝横濱よても第四時五  
十六分英國グリーンウチ測量所よても第八月七日の第七  
時三十九分を日食の始とす

グリーンウチ測量所よて出板の航海曆を萬國共に通用  
する故に此の如く記せしかり

但し欠け始めも横濱よて日出前なる故に見えず第五時  
十二分よ至りて日輪始めて地平線上に其全面の十六分一  
程欠けら出づ初食の甚しき時を殆ど日輪の半面よ係る  
食の終りを第九時四十二分あり

此日食英吉利よても見えす魯西亞領のイルコツク白令海  
峽北亞墨利加之シニコールブル島及びフィンランド部等よて  
を皆既の日食あり

○上海新聞の抄録



近頃外國新聞の繪圖を見るに女人の衣裙の様式あり其衣  
地を拖く串長さ三五尺あり數年前を外國婦女の衣裙只其  
脚面を掩ふのみありて近來長く脚を藏し地を引く事  
成りて宴會など貴客を招く時は女主人も女客も各此新  
式の衣を服して對面する事を外聞とする由あり唐國にて  
を女子の衣服多く下賤の者より始めたる式様を高貴の人  
の見習ふ事成り行き或を全く娼妓の真似をなす事多く  
これあり甚風俗の爲に宜しからざる事あり

按て娼妓或は歌舞妓役者などの髮形衣服漸く平々に移  
り次第に高貴の人にも移り行く事を固よりよりらぬ事

ふれど心ある人も意を附く可き事なり類を以て言へど  
今人々もすれを俗談平話の内は洋語を交へて使ふも  
の多し是も甚見苦しき事なり我皇國はも自づから固有  
の語あり外國はも各外國固有の語あり其人相接する時  
を互ひよ之を摸擬して用を辨すへき事勿論なれども平  
日の語言中には故も無く他國の言を交へ用ふるを奇を好  
むの過りて俗はブチヤウとウセンボとウいふ謎語を用  
ふるも同ト事な聞えて士大夫以上はも見苦しき事あるべ  
し深く言へど國體はも拘まり却て西洋人の嘲りをも  
免れざるべし洋學を講習する塾中にて語記の爲に洋語



を<sup>レ</sup>使<sup>ヒ</sup>開<sup>キ</sup>市場<sup>ニ</sup>往<sup>ル</sup>來<sup>ス</sup>る商人<sup>ガ</sup>取<sup>引</sup>の爲<sup>ニ</sup>洋<sup>語</sup>を用<sup>フ</sup>る等<sup>モ</sup>も<sup>ト</sup>より當<sup>然</sup>の事<sup>ニ</sup>由<sup>リ</sup>て誹<sup>ル</sup>べき例<sup>ハ</sup>あ<sup>ら</sup>ず

○外國新聞の譯

魯西亞國<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>も都<sup>ヲ</sup>ペー<sup>テ</sup>ルブルグ<sup>ヨリ</sup>キ<sup>ー</sup>ウ<sup>ニ</sup>遷<sup>ス</sup>すの評議<sup>アリ</sup>キ<sup>ー</sup>ウ<sup>ニ</sup>ペ<sup>ー</sup>トルブルグ<sup>ヨリ</sup>南<sup>ニ</sup>三百里許<sup>ノ</sup>地<sup>ニ</sup>あり

埃及國王<sup>モ</sup>シ<sup>エ</sup>ス地<sup>ニ</sup>峽<sup>ヲ</sup>切<sup>リ</sup>開<sup>キ</sup>の事業<sup>追</sup>々<sup>ニ</sup>落<sup>成</sup>近<sup>づ</sup>き<sup>ル</sup>故<sup>ニ</sup>尚<sup>又</sup>歐羅巴諸國王公<sup>ノ</sup>助<sup>力</sup>を受<sup>ケ</sup>ん事<sup>ヲ</sup>乞<sup>フ</sup>然<sup>ル</sup>る<sup>ニ</sup>土耳其政府<sup>ノ</sup>役人<sup>ヲ</sup>不<sup>承</sup>知<sup>ノ</sup>旨<sup>ヲ</sup>申<sup>出</sup>せ<sup>し</sup>は依<sup>テ</sup>埃及王<sup>ニ</sup>不平<sup>ヲ</sup>懷<sup>キ</sup>る<sup>よ</sup>し

モ<sup>バ</sup>島<sup>ノ</sup>一<sup>揆</sup>蜂<sup>起</sup>一<sup>イ</sup>ス<sup>パ</sup>ニ<sup>ヤ</sup>國<sup>ヨリ</sup>兵<sup>ヲ</sup>送<sup>フ</sup>と雖<sup>モ</sup>未<sup>ダ</sup>鎮<sup>靜</sup>す<sup>ル</sup>こと能<sup>ハ</sup>ズ<sup>コ</sup>レ<sup>ラ</sup>病<sup>及</sup>發<sup>黃</sup>疫<sup>流</sup>行<sup>シ</sup>死者<sup>頗</sup>多<sup>シ</sup>此<sup>亞</sup>墨<sup>利</sup>加<sup>ヨリ</sup>島<sup>人</sup>ノ援<sup>兵</sup>と<sup>シ</sup>てビ<sup>テ</sup>ラ<sup>レ</sup>ル<sup>ダ</sup>ン<sup>ノ</sup>手<sup>下</sup>ノ兵<sup>五</sup>百<sup>人</sup>并<sup>シ</sup>大<sup>砲</sup>彈<sup>藥</sup>及<sup>ビ</sup>五<sup>千</sup>人<sup>分</sup>ノ銃<sup>ヲ</sup>ニ<sup>ー</sup>プ<sup>港</sup>ニ送<sup>レ</sup>リ又<sup>ヘ</sup>レ<sup>ト</sup>ンド<sup>ト</sup>名<sup>ク</sup>ル<sup>イ</sup>ス<sup>パ</sup>ニ<sup>ヤ</sup>船<sup>ヲ</sup>ボ<sup>ム</sup>ト<sup>ン</sup>ヨリ出<sup>ス</sup>るサ<sup>ア</sup>ブ<sup>ト</sup>名<sup>ク</sup>ル<sup>船</sup>の爲<sup>ニ</sup>奪<sup>掠</sup>せ<sup>ら</sup>れ<sup>タ</sup>リ此<sup>船</sup>ノ積<sup>荷</sup>大<sup>砲</sup>十<sup>四</sup>門<sup>野</sup>戰<sup>砲</sup>二<sup>門</sup>彈<sup>丸</sup>三<sup>千</sup>小<sup>銃</sup>千<sup>四</sup>百<sup>其</sup>外<sup>火</sup>藥<sup>諸</sup>品<sup>あり</sup>と云<sup>ハ</sup>イ<sup>チ</sup>島<sup>ハ</sup>一<sup>揆</sup>起<sup>リ</sup>てカ<sup>イ</sup>エ<sup>ス</sup>と名<sup>ク</sup>ル<sup>港</sup>ニ烈<sup>シ</sup>き<sup>砲</sup>戰<sup>あり</sup>



南亞墨利加之左子エラ國よても其マラケイボと名くる  
港を鎖しより是も其政府の役人運上を貪り取りし事より  
起れりと云ふ

○  
横濱ドルの相場日々騰貴し二分金おて引替五十九又二分  
五厘に至れり一分銀よても五十又位あり

○  
來り七月一日より九段坂上よ於て去年來戰死の靈魂祭を  
行むせらるゝ由

○宋相國文天祥書 正氣歌 出來 正面一枚摺

中外新聞第廿三號

明治二己巳年七月九日

東京出版

七月三日諸州の知藩事歸國の休暇 仰出さる但し出立日  
割も追て 仰出さるべきよし

大坂よて和蘭人がラタマ氏の差圖よて化學の稽古場盛  
大よ出來し尚又貨幣は新鑄の爲は金銀銅の分析追は開  
きよ相成る由元來金銀の性合を一致せしむるは非れも物  
價平均せざる事古今萬國の通情なり故に此度も黄金白銀  
甚し悉く分析術を用ひて純粹無二の物とあり其上只金銀



のあまりよ柔よ過ぎて取扱ひ難きを防くどけの分量ある  
銅を加へ ○即ち目方よて十分一よりも少き程あり  
器械を以て圓き板金の様よハ尚器械の任掛よて字のあ  
らるゝ様よ造らせ玉ふ事全く西洋諸國の常法を採用せ  
らるゝ由あり此の如くおれも四五十年の後よて新吹の金銀  
海内よ行渡り物價も次第よ一定すべき事必然あり舊幕府  
よて古金銀引替の依度と布告ありととも雖も兎角古金銀  
の引替へ盡し難きを近來吹立の度毎ふ金銀の性合次第よ  
悉くのみ成り行き一故よて更よ怪むよ足らず若し實よ古  
金銀よりも性合宜しき金銀出來しと其後引替の布告あら

ど誰々令よ違ひて引替を否むものあらんや

○

去月中旬一諸侯より辨事申へ左の如き伺書を出されし事  
あり其由附札も如何ありしや未と聞くことを得ず

一本供又も忍びよて料理屋へ参り酒食を用ひて不苦い  
哉

一料理屋へ参りいへても不苦い節歌妓呼び寄せいへても不苦  
い哉

一邸内へ歌妓舞女等呼び寄せいへても不苦い哉

一本供よて遊里へ参りいへても不苦い哉又も忍びよて参り



は節も聊も不苦い哉

右の四件 御一新の折柄如何の心得にて宜く仕座は哉此  
段奉伺以上

六月 日

右を信州須坂侯のよし

○佛蘭西の一揆國帝の一言よて平定せし事

六月下旬入津の佛蘭西船より左の新聞を得たり

近頃佛國において民情おどやうからさる事有りて政府の  
所置を不平ありとするの徒諸方は集會し終は同患相憐む  
の習ひ二三千人より及びし其内重立ちたる者五六百人

且城の門外に押寄せ歎訴の趣有之む開居け無きよ於て  
も王城に亂入し執政大臣を引出し辛き目見せんと呼をり  
たり滿城の百官大に驚き兵を出して打ち捕んとひしめき  
けるに國帝すこしも騒がす群臣を制して曰汝等一人も出  
る事おくれ寡人の為る所を見よとて妃と共に馬を並べ太  
子よ馬の口を牽うせ徐くと城外に乗り出し彼の一揆等數  
百人の扣へたる中央に到りて馬を停め今日諸公を勞して  
跋渉せしめし事寡人既に罪を知れり諸公疑ひ有らむ寡人  
其問に答ふ可し諸公乞ふ所あらむ寡人これを聽すべし若  
し夫れ國政に過ちあらむ諸公請ふ寡人に教訓せし執政諸



罪あらはれ即ち寡人の不徳おれを身を以て其罪を  
代らんと一身を罰して罪を贖ふは足らざんぞ現は妻子を引  
連れて来れり此三個の死主只諸公の手は在るのみと帝此  
詞を述ぶの間顔色平和言辭安定すこしも懼るゝ色無く又  
少しも怒れる容無し是は於て數百人の輩一時小覺えず感  
涙を流し末はも何れも地は俯伏し臣等誤りて道路の言を  
聞きて政府を怨み奉りし事物体面くも恐れ多し今仁者の  
言を聞きて初めて身の罪を知りぬ此上は何の不満ありて  
う強ひて歎訴することあらんと恩を謝する事再三歡聲を  
揚げて散り去れりむし此時城中より兵を出てし民を傷ふ  
ことあらざ其禍いろざ有りけん

○

格物入門和解 廿冊 初編より追々出板

英國刑典 三冊

右二品此度開板の後 官許は相成は付直松彫刻は相掛り  
不日よ發兌仕は間由求は覽可下い

○世界第一長壽の事

今年波蘭國にて世界第一長壽の老人病死せり行年百三十  
九歳其人八十歳の頃を頭髮雪白かりしが其後再び自然は  
色を増し壯年の時の如き棕黒色は成りさりと云ふ



老年に至りて稀に齒の再び生ト或も髪の色自々ら復す  
るものあり必し病長壽するものあり

○おほろみとひつとのことへの事

此文も西暦一千九百九十二年即ち今を去ること  
二百七十七年前の板本にて西洋字を以て日本文  
を書きとる本の權輿なりとて英國の書庫中にて  
見出しとるを彼國の新聞紙に出せるなり

ある川とよと狼も羊も水をのむとおろみも川上と居羊  
の子も川すそと居ととるで此おほろみ此ひつとといふ  
もそちをふせよ水をよごらいてわが口をけがれとい

うつとれどひつとのいふをわれをみふせよ居とれどを  
せよ川の上をよごせよと重ねておほろみのいふをおの  
れを六ヶ月まへよも水をよごらいとれをいふでうそのつ  
みをふんぢものぐれうぞ羊のいふをそのときを未生いせ  
んのことふれをさらよそのつみわれよあらずまとおほろ  
みよりいふをふんぢまよ身が野山の草をくらふとこれ重  
犯ふれをふせよのぐせうどひつとことへていふをわれを  
まご年よも足らぬ若輩でござれを草をむこともまごご  
ざらぬとうさねておほろみふんぢをふせよぞうごんする  
ぞとおほきよいうつとれをひつとのいふをわれをさらよ



あくところをもうさぬさぶとがよかいいれをまうすところ  
りトやとその時おろみよせん問答をむやトやま  
であらうともまよぜひよおのれをまうぐゆふめよす  
るといふよこれをかんどといふよ道理をそとてうやくよ  
んよといしてを善人の道理とそのへりくごりもやくよと  
つよぶけんぺいをうりをもちゆるを愚ふり

中外新聞第廿四號

明治二年己巳七月廿日

東京出版

今度職員今の改正ありて官位相當の階級を定めさせら  
れ神祇官太政官式部大藏兵部刑部外國等の諸省并に彈正  
臺及び府藩縣の官員を定めさせ玉ふ官職の名目も大抵古  
の令よよらせ玉ひ聊う改革あるのみふりと云

按よ古の八省と今の六省とを比すれを民部治部中務の  
三省古よ在て今よ無く外國省古よ無くして今新よ設け  
させ玉ふ其他も大抵令義解拾芥抄職原抄ふとよ記す所



と大異無し今の職制を知らんる為にも先づ須く右等の書を熟讀し故を温ねて新きを知るべし

右に付て百官の名稱は生ざらむしき通稱を改めは松とのは布告あり其大凡を言む國名も勿論式部兵部圖書左衛門縫殿主水の類すべて官寮の名と同じき通稱并は右衛門左衛門兵衛介佐尉掾の如き文字皆これを改めて其本官の人と紛れぬはよあるべきかり遠地は在ていまごは布告を承知せざらん人も心ある輩を右の如き紛しき名を改めん事當然なるべしと老婆心よ任せて大略を書記す  
神田橋内公議所を改めて集議院と稱す

濱御殿を此度英國王子の旅館として修復あり改めて延遠館と稱す

錢相場金一兩は付十貫文と定むべき旨は布告あり

○横濱病院の記

此病院を醫師マイエル氏の掌る所にて當一千八百六十九年第一月より第六月まで半年間の病人左表の如し  
総人數百四十八人此内前年より當年へ掛りたる者十人全治せし者百〇五人死せしもの十三人全快に至らずして病院を出さる者十人療治中にて第七月まで残りし者八人此内英人六十人日本人十八人支那人三人其他外國人六十七



人

病症よてこれを分てどチヒス熱廿二人タイホイド熱七  
 人神經熱二人癩三人初めて傳染せし梅毒八人經久梅毒八  
 四人創傷七人骨傷四人挫傷一人癩症其原因過量の酒を飲  
 するより起りし者四人酒よ因て起りし胃病一人腸膜病一  
 入りウマチス八人眼病一人眼の挫傷二人耳の炎症一人股  
 の骨衣痛一人慢性羸丸炎症一人痙攣症二人尿道痛一人腦  
 髓擴張一人<sup>不</sup>道動搖一人痢病七人氣管枝の炎症三人スク  
 ルビ一七人疥一人胃腸病一人肝瘍一人ローム一人癩瘡三  
 人ニイル<sup>不</sup>評三人あり

右の内死しする病人もタイヒス六人神經熱一人梅毒一人  
 骨傷一人癩症一人腦髓擴張一人癩瘡二人あり

梅毒を何れも時月を経するものよて一人も死したり其餘  
 を吾が療法よ依て思ひの外よ速よ治しり初染梅毒の患  
 者少き所以を近來吉原よて娼妓の梅毒を改ること極めて  
 嚴重なるの効あり

酒より起りし病症多くを燒酒類を過飲せし者あり  
 チヒス及タイホイドも多く船中よて煩ひ初めしものあり  
 又それより傳染せし者もあり

○日本人亞墨利加よ移住の事



カリホルニア新聞紙に出づ

ス子ル氏の開きし日本植民の地もプラセルフィールドを去ること四里半の處にして爰に移住せし者も多く會津の人あり此處粟及び茶を植ふる其適當の土地よて大凡六百アクルの大きさあり

一アクルを一間坪一千二百十個よあたる故よ六百アクルも我二百町余あり

此地從來葡萄多く他の樹木も有り人家もあり牛馬及び車等も既に備えり水も殊よ宜し地税五千ドルあり

ス子ル此地を名づけしワカマツと云ふ日本人の家毎よ粟

と茶とを植ふる蠶を養ひて糸を取り且茶を製して賣出すべき手續を定めしり其他餘りの土地よも日本種の有益なる樹木就中竹と漆樹を多く植ふるむ

竹も日用の器什細工物よ用いて極めて有益なる者あり而其筭の幼なる者も食してアスペルシよ代ふべし

粟も殊よ此地よ相當して甚よく繁茂すべし

茶も只其葉を用ふるのみならず其實を搾りて油を得べし唐國常用の油も是あり

漆樹より漆の流れ出るを取るも恰も松樹よりテレピン樹脂を取るが如し漆樹の一種蠟を生ずるもの最も利益あり



りハヒウレ  
を云ふ

此中天生の榭樹多し依て日本産の山まゆを養ひ試ふも亦  
巨大美麗の繭を得たり

日本人も好みで魚を食す故に魚を養ひ置く為めは池を  
掘り沙と石灰とを合して之を塗りたり

米も日本人の食する程を耕作するも亦難うらす

ス子ル氏の妻を日本の婦人よして能く他の婦女の世話を  
かゝりたり

○横濱新聞の誤を辨正す

七月五日出板ガキト新聞紙よも驚く可き報告三ヶ條あり

で大よ人心を動揺せしむ此三ヶ條共は好事者の妄言よて  
一も信ずべき者無し

第一 六月廿日薩摩人十三人駿州清見寺を襲ふて舊將軍  
一橋を刺さんとす露顯して捕へらる一橋を地中の伏道よ  
り上總の久能山よ逃れて此禍を免れたり云々

第二 脱走兵船備前岡山よ著岸し二時間よして若干の地  
を占領す云々

第三 薩摩と細川と地を争ふ不日は戦争とあり云々  
右いづれも跡方も無き事なり第一條の如き地名の甚し  
く誤れるを見ても實説よ非るの一證とすべし



○東京より横濱への飛脚船

一私所持の美麗なる新造蒸氣船來る西曆九月一日即ち日本七月廿五日より東京と横濱との間を毎日二度ツゞ往返仕は右船を全く右兩所飛脚の爲に製造いさしは故荷物又と便船の爲に甚し便利よ有之は乗合極は意よ叶ひはれ第一に懸且又は荷物多少よ不限相當の賃銀を以て安全よ積送可しは何卒賑々敷に乘船の程を待は以上

オイト兄弟 拜具

尚と直段并に開帆着船場所時刻等追て可申上は

中外新聞第廿五號

明治二年己巳七月廿四日

東京出紙

七月十三日大風の記

十三日と大風雨よて人家處に倒れ樹木の根より抜くるふど近來珍しき大荒れあり駿州信州備前備中等より使状よ皆大荒の趣を十來れりされど田島よあまりの障もあらざる由なれど聊心を安ずるよ足れり

横濱新聞よ曰當日朝第六時までを晴雨計廿九寸七分七厘の高きふりしが次第よ下り始め午後尤も風雨の烈しき頃



も廿七寸三分に及びべり然れども第四時より再び昇り始め  
より當港に在留の外國船百艘ごうり何れも夫々手當を  
し風災を防ぎしうども多少の破損命きこと能はず其内最  
も甚しきもの亞墨利加船ナールスふり此船前日呂宋  
に向て出帆せしが沖合より難風吹戻され本牧に到りて  
大破損せり

○神戸の風聞

神戸にて亞墨利加人一人何者の業にや殺害せられしとの  
風聞あり之に依て横濱に在留の亞船兵庫を指して出帆  
せり不日は虚實とも確報あるべし

此頃大坂より来りし商人の話に或る江州商人と外國人と  
の間は公事出来せし由神戸にて専ら評判あり其事柄を尋  
ぬると江州商人より其系を賣込み代金五十萬兩の約定を  
り彌其期日は至りて萬一系の高は不足ある時も如何すべ  
きかと外國人より推して對談に及びしうども江州人曰若し  
系の高少しよても不足の時を系と勿論無代にて渡し其上  
吾が首を相渡しすべし乍六萬一當日に至り拂金不足の  
節も貴殿も首を相度さるゝやと言ひしよ其外國人も是ま  
で横濱にて日本商人度々約定に違ひし事有りしを自らも  
覺えおれむ大に彼男を輕蔑し答て曰當日に至り代呂物悉



く揃ひて代金一文よても不足す事あらも縁代金の外よ  
償金を申し尚此首をも山渡しすべしと約定しけり然る  
よ彼の江州人隨身代宜しき者よて糸五十萬兩分の外よ  
も尚澤山よ仕入れ置き當日よ或るや否や右の荷物を外國  
人の方へ運び來りいさ約定の金を請取らんと言ひしよ外  
國人の方よても金三十萬兩内渡しをふし殘金此萬兩を何  
分今日調ひ難き故家財此外何よても質物よ致すべき間三  
十日猶豫致し異いれ只管わび入けるよ江州人中よ以て承  
引せど殘金も只今此處よ無き物ふれど隨分待ちすべし  
首も有合せの品ふれも是非とも今日請取申度と言ひけれ

ぞ外國人大よ迷惑し終よコンソルの取扱よ成さるよ約定  
違ひの事ふれど自國の人ふれどとて依怙の沙汰よも及び  
難く去りとして人の首を取らんと云とるよを傍觀すべきよ  
も非ず如何よも取扱方よ困りさるとの噂を聞とり大坂發  
足の後も如何成りしや知らずと云ふ

○駿南竹枝十首内録四

謹堂居士

豊沛舊鄉雲物舒環城第地久爲墟鬼裏竹馬當年跡收淚細尋  
創業初

揣度後來謀未遑身爲逐客在他鄉嗷々食指貧如洗欲學仙家  
辟穀方



百物缺如糊口艱竹工漆作術差開全州佳産無多種得意誇人  
只富山

乘除不解説分文露而僅救生計窘到處長卿穿犢鼻當爐也具  
卓文君

○

英吉利施條砲 野戰用砲新式 小本三冊 近刻

内田彌太郎譯 隨時館藏板英國野戰砲の用法を記すも  
のこれまで板本と異くして兵家の缺典とす此書をアーム  
ストローク施條砲用法の新式として砲家必用の書かり發  
兌近きと在り

○英吉利人日本よテレグラフを用ひんとする事

東印度と歐羅巴諸國と相通ずる傳信機既に落成し及び  
うだ英國の傳信會社よて更し大なる目論見を初めたり是  
も英國よりデ子マルカ國を通り魯西亞全國を横し貫き東  
のケ黒龍江邊に至り杖を分ちて支那と蝦夷地とを達し蝦  
夷地より日本に至て止むべきとの考ふり是も餘程の費  
用も掛るべき故に英國政府の免許を受け四十ヶ年の株式  
を得て之を公行せんと欲すと云ふ

○陶器に著色を施すの新法

嘗て聞く佛蘭西よて磁器に著色の画を作る者あり鮮美か



ること紙上に書くものゝ異ならずと此頃友人川上冬崖一  
酒杯一茶鍾を携へ來りて吾小示す畫く所の花鳥鮮美目を  
奪ひ禽蟲も生意活動す題して杏圃と云ふ蓋し杏圃を畫家  
坂部某の號あり感賞の餘其彩色の巧を問ふ冬崖曰此藥劑  
もと舶來より瑞穂屋卯三郎去年佛蘭西に遊び彼地より其  
專匠に遇ひ直ちに傳習し且藥品を求め歸りてを此度服部  
子に傳へ試験功を成せるものよして實は東方に在て陶器  
着色の鼻祖と謂ふべく磁器に因て萬國に名ある支那人も  
未嘗て知らざる所なり然れを卯三郎創めて之を傳習せし  
の功と杏圃試験を親らせしにの勞共はこれを不朽に傳ふべ

し嗚呼精神二とび注ぐを何事か成らざらん此術僅に數月  
の試よして既に佛蘭西産の物と相伯仲す後來我が大東  
よて必ず天下絶美の品を製し出さん事遠らざると因て直  
に其語を記して好事君子の覽よ呈す

○  
蝦夷地の通稱田代國と改まるべきよし

○  
英國王子エデンブルグ公よサントウラスより日本に來り  
天子に朝見して兩國交際の親を結ぶの誠を表しそれより  
日本の名所を遊覽する中よも富士山日光山等を兼て登臨



の望みあるより新聞は見えたり

○右王子を一昨日廿二日夕横濱より善船のより

○

西洋舶來酒類

菓子類

醫家并に化學家砲術家必用

の藥品類 いづれも精良の眞品を撰びは注文次第差上

トハ

近日開店仕

淺草森田町

島屋新右衛門

中外新聞第廿六號

明治二年己巳七月廿九日

東京出版

○横濱新聞の譯

左の書付を既三ヶ月以前より出さる由おれども此頃手に入らざる故に英文を譯出す但し翻譯の誤を嘲を免る事あるもせず

或る貴僧より日本政府への建白書

夫れ天主耶穌の宗門を皇國を劫うすの大害あり是故に古來屢制禁あり事今更に辨論を要せず然るに此教吾



が國は傳をり之を信するの民有り加之外國人種々の手立を以て之を勧めんとを務む或も威を以て劫り或も兵力を假りて強ひて之を弘むるに至らんも亦知るべからず尤朝廷にても此事を憂慮し玉ふとを知ると雖も何卒此宗門を永世嚴禁し玉えん事を深く冀望し奉る吾輩も佛門に歸依し日本を護持し皇國と死生を共にする者なり故に身命を擲ち伏して懇願し奉る遍く禁制の布告あらんことを

明治二年三月

位階有る僧三人連名

○佐倉藩徒刑之事

佐倉よても從來刑獄の事を郡宰よて取扱ひ來りしもあり

又市尹よて取扱ひしもありしが改革の時法曹司を立て上憲監察等の職を設けて兩局の獄を悉く此司よて取扱はせしり是よ於て獄に在る者常は五六十人な満ち或も病を生じて死失するも有り是を獄を聽く者の過は非ず朝廷より命ありて追放と云ふ刑を止むべき由よて禁ぜられ百金より以下の盜を死刑に行ふまとき由ふれど獄中の者を外に出すべき策無ければ多くありさるありてをいふよすべきと詮議せしよ之を救ふよと徒刑ふしよべからず朝廷よて徒刑の説あれどもいまよ其法定まらざる規則を取る所無し志す先づ和漢の故實を斟酌して試よ



其法を立 朝廷へ伺ひ申すべしとて則ち死罪以下答罪以上  
上の者を以て徒刑とし輕きを赤き衣をさせ五人を一伍と  
して土木の役は用ふ重きを徒罪場を設けて締りを嚴より  
其内へ放ち置き草履高鞋或は竹箒の類を作らむこれを  
朝へ伺ひ奉りしは事故無く伺の通らるべきよしにて之を  
行ふは決す土木の役は使ふものを財曹司の營繕局或は民  
曹司等にて溝を穿ち堤を築き或は橋を架し道をふほすの  
類は使ふ十餘人又三人の監を置き小銃を持として之を守  
らむ走り去らんとするものを打ち殺すべしと約す罪人  
等久しく獄に在りて免るる期を知らざりしは徒刑を年限

有りて出獄すべしと聞き且ち身体を勞して身の爲にも益  
ありとて喜びて使はる又出精せしものを別は褒美の錢を  
與ふとれよて少の魚類など買ひて食はるしよぞ皆使は  
るるを厭わず五人のうち一人逃去るものあれば四人を罰  
すよりて相戒めて逃るるものあり獄にあり時を牢屋名主  
などいふもの食料を減下て兎角罪人等飢渴のものもあり  
し由ふれども役せらるるに至りて其弊無し是等を思ひの  
外の事ありと法曹司の小吏語り侍りき

附 法曹司を刑獄のみおらず民間に孝子義僕貞婦烈女  
の類あれど上陳して賞を請へり近頃孝子十餘人の



行狀を列して賞を請ひし狀を見き監察次監の類を  
多くを學校より出とり刑律の書を読まざれを叶ひ  
がとき故ありとを

○

廿四號の初め二行目の本文に式部とあるを民部に改むべ  
く按注の初行に民部とあるを式部に改むべ  
外國省を外務省と稱せらる

廿八日英國王子參 朝す

○

英人の記しとる兵庫新聞に曰日本を兎角に人命を輕んず

る國風と見えて非命に死する者少くならず去る月曜日にも  
湊川に於て斬首せられし者兩人あり其罪の次第を傳聞す  
るに其前日の事よりオニヤン舞と名くる船より上陸  
せし兵卒の内兩人遊里へ行き遊宴せし後其價を拂わず  
店の主人と口論をなす遂に刀を抜きしより番兵馳せ集  
りて取押へ其隊長へ引渡せし場所を辨へず刀を抜きて  
人を害せんとせし事不届ありとて此刑に行われし由又其  
近邊の町にて女一人切倒されしを見たり是を密夫奸通  
の事ありて其夫に殺されし由あり

○



前は記せるとも事ありて死を輕んずるを一つふれども亦一の美談と稱すべきものあり或る藩士故ありて其姓名を記さず元來質朴の性ありしが旅宿にて圖らざる人又勸められ娼妓を買ひしことありし不幸にして梅毒を傳染し陰處腐爛せしむる大にこれを恥ぢ人にも語らずひそかに買ひ藥を以て療治せし中々快復すべくもあらざりければ悲歎の餘りよりしてを生きて人の面を合すべきよし母も昔の書置きし腹を切りし然るは隣に在る同僚の士速に此處に馳け附けて刀を奪ひ辛うして自殺を止めしよいまど咽をえ突りざりけれを醫師の療治を受けて蘇生

することを得たり此切疵より夥く出血せしよりて身体一とび大に衰弱せし故の梅毒も全く平愈して今を恙なき身と成たり或人この話を聞て其愚を笑ふ某先生曰夫れ恥を知るを勇に近しとも羞惡の心を義の端なりとも聖賢の語に見えたり此士人質直愚あるが如しと雖も恥を知りて生を輕んず若し不虞の時當りても必ず勇を奮て君の為に命を擲つての忠臣あるべし吾子矣と笑ふを勿れと

○英學教諭所の引札

阿波屋某英學を能くす此度其取立たる稽古所官許に成たる由にて左の引札を出せり



口上

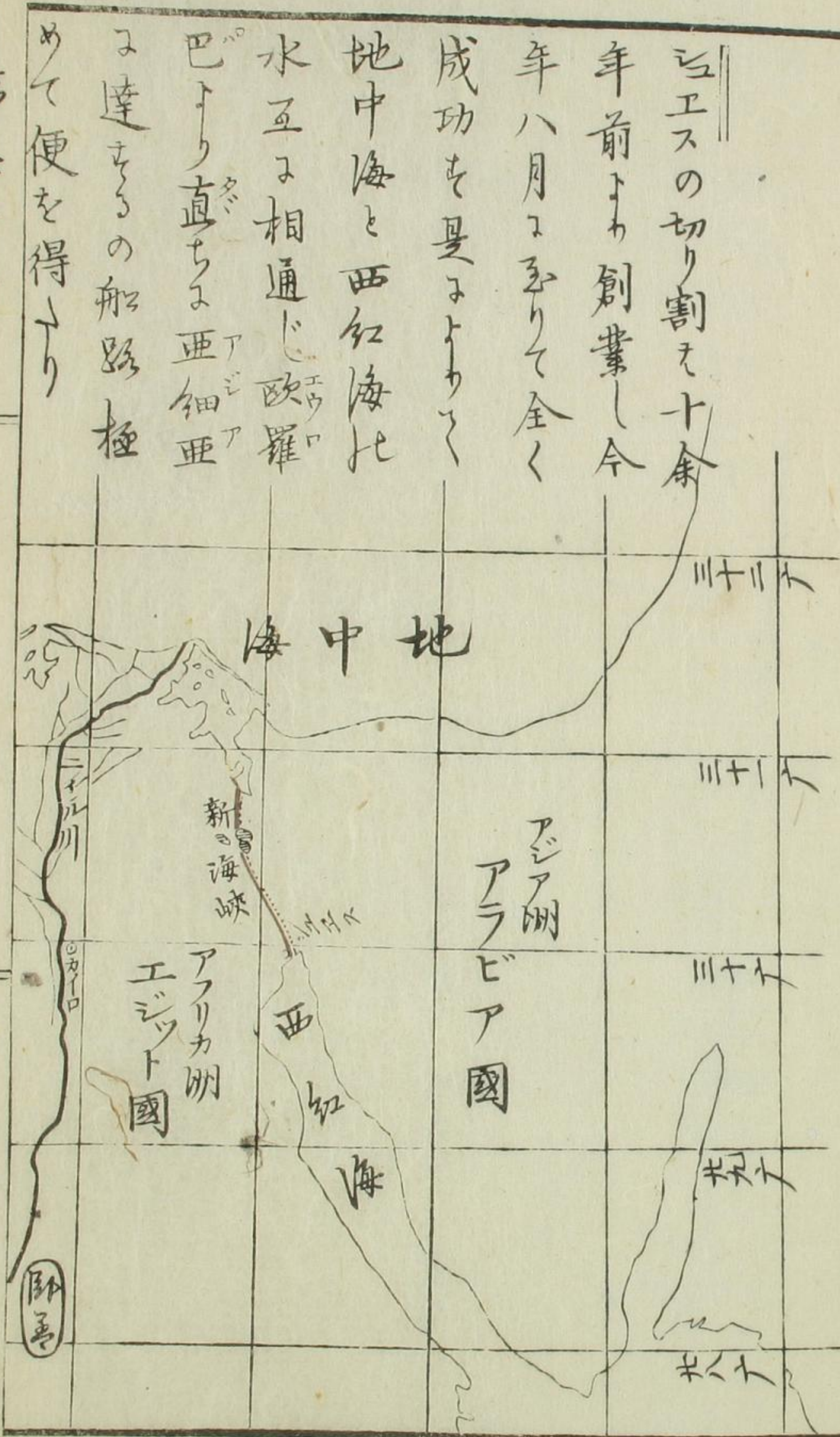
一私俊芝露月町續き元遠山様屋敷跡におおて英學并に通  
 辨の教諭所を取建入門料は心任せ併し毎月茶炭敷物料  
 として金五十足ツ、申請當八月朔日より稽古相始の間  
 有志の地方を朝五ツ時より四ツ半時迄午後九ツ半より  
 八ツ半迄の間は出可れ下は尤右入門料等不都合の地  
 方をは持參し不及の間は閑暇の節無遠慮に出可れ成は  
 以上

尾張町貳丁目

阿波屋次郎吉鳴門

中外新聞第廿七號

明治二年八月六日出板





南亞美利加

日本横濱ヨリ亞美利加の

十度

サンフランシスコまで船路

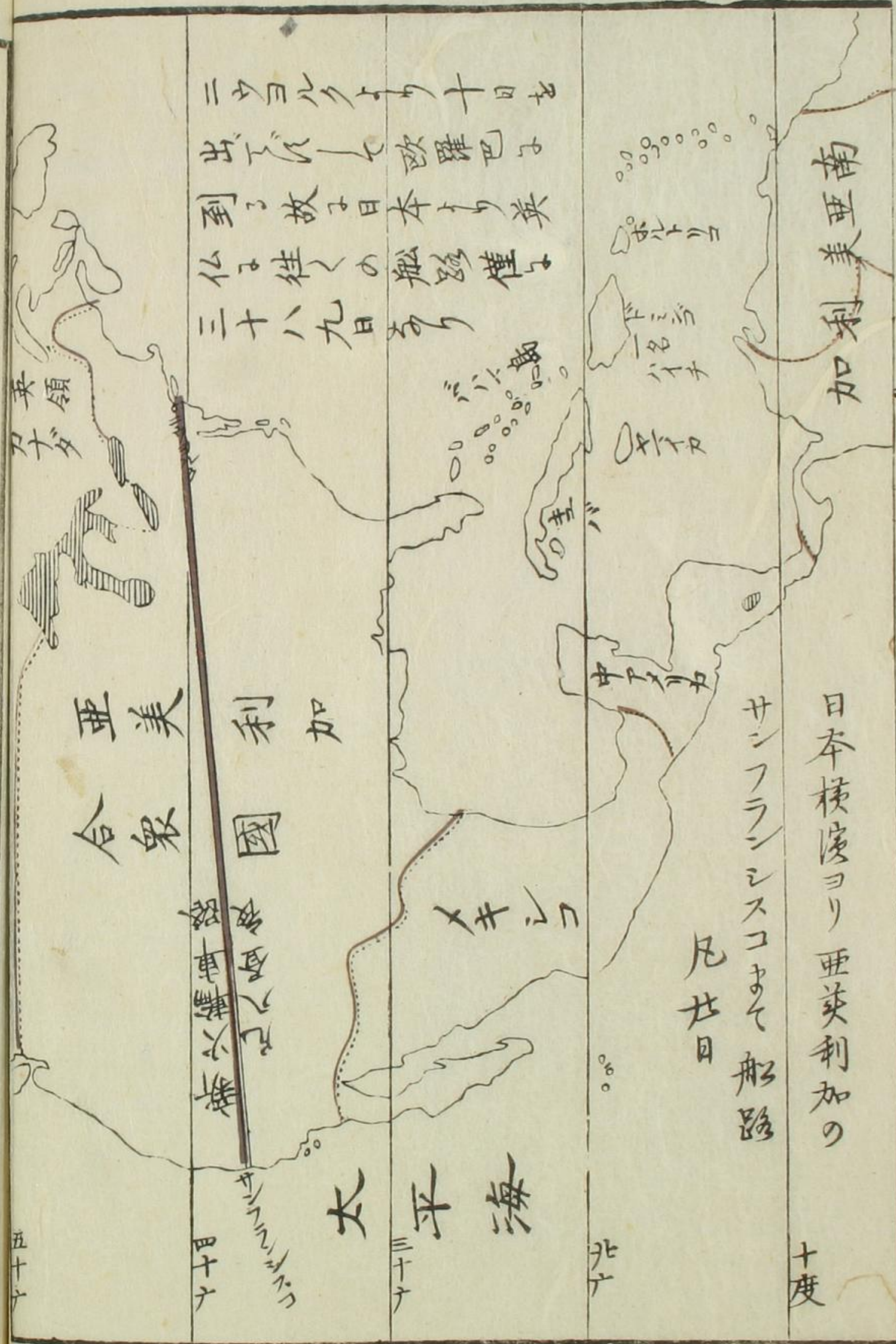
凡廿日

北

太平洋

ニヤムクより十日を  
おびへし 歐羅巴は  
到る故に日本より英  
仁は往く船路僅に  
三十八日あり

亞美利加  
合衆國



天下形勢の變革を論ず

青眼外史稿

古より盈るものも缺くる時あり衰ふるものも復盛ある時ありつらく海外萬國の形勢を按ずるは大變革の時至らんとす姑く臆見を述べて以て識者の高論を待つ二百餘年前に歐羅巴洲中において西班牙葡萄牙を富強の最とす其船舶到らざるの地無く互市の利殆龍斷せらるゝは近きりしも終に奢侈逸樂に流れて國政修まらず其時は當りて和蘭人航海の技に精しく高賈の術に長し到る處利を得ざる事とす前日西葡二國の手落ちり利潤を大抵和蘭の物とありたり然るに時勢漸く變り陸にては魯西亞人其地



境を開拓し海までを英吉利人盛よ水軍を整へて大洋を横  
 行す是よ於て歐羅巴の東邊亞細亞の北部悉く魯人の有と  
 あり北亞墨利加の過半印度の陸地并よ東洋群島英人の管  
 轄に屬する者許多よりて凡そ宇内藩屬地の廣きもの此二  
 國を巨擘とす彼の西葡よ論無く和蘭も亦其領地を失ふこ  
 と少うらす九十年前よ至りて米利堅人英國の苛政を怨み  
 兵を起して守將を逐ひ連戦の後終よ獨立不羈の邦となり  
 新よ合衆政治の法を立つ是れ後來亞墨利加諸邦漸くは歐  
 羅巴人の羈束を脱し自立を謀るの嚆矢ふりて時勢變革の  
 一大關節あり此時英人米利堅よ於て若干の地を失ふと雖

も東洋群島及び印度等よ於て得る所多きを以て其衰ふる  
 を見ず佛蘭西拿破侖第一世を古今獨歩の英雄よして威を  
 四隣に耀し向ふ所風の如く靡き勢よ乘りて日耳曼主を黜  
 け羅馬教王を幽閉し諸國の王侯を廢立する事掌中の物を  
 弄ふり如くふりうども彼魯英の二邦よ勝つ事能わずさ  
 れた此二國を盛極まれりと謂ふべし而して今日の形勢を  
 察するよ魯を其力尚近隣を蠶食するよ餘り有れども英を  
 其衰運の崩すこと近きよ在らんう何を以てう是を言ふや  
 佛蘭西を以太利を擁立し覇玉の業を成さんとす其志遠大  
 あり普魯士を新よ壤地利よ勝ちて大よ其地を恢拓し日耳

三

三



曼全國を并吞せんとするの執あり後年歐羅巴洲に再び争  
 亂の起る事あらむ大を小を併せ弱を強に降り到底魯普佛  
 の三雄鼎峙をふすに至らん英吉利を海中に屹立し天險の  
 邦あるを以て来り攻る者を防くは易けれとも本國を離れ  
 て歐羅巴の陸地を争えんととも極めて難し而して藩屬の  
 地多しと雖も尾大ふして揺り難く三國と雌雄を争えん  
 と欲するも恐くも能わざるべし且近日の新報に拠れば埃  
 及のシエス海峡多年の功を積みて成らざりし佛人其志  
 を助け力を合せて經營し今年八月遂に落成し及べり又亞  
 墨利加よてモサンフランシスコよりニウヨルクに通ずる

火輪車の鐵路全く成就せり是に依て海客の針路忽ち一變  
 し是まで遠隔の國ありしも今を比隣の思ひをふすに至れ  
 りされむ自今以後歐羅巴人の亞細亞に往來する者印度海  
 島の迂路を経歴せんよりを太平洋の直航に米利堅の内地  
 を過ぎて東歸するの費少く路程近きに従ふ者十の七八あ  
 るべし是に依て英國の印度高社に屬する船舶年々獲し所  
 の利を米利堅高社の手に入る者亦十の七八あらん又西班  
 牙のジブラルタルを地中海の鎖鑰あるを以て英人此地を  
 取て堅固の城を設け港を開きて互市の税を收むる事百六  
 十餘年亞弗利加南端の大浪山も亦英人に屬する事既に久



く大西洋の船舶必由の路に當るを以て利を得る事少く  
さりしに此度船路の變革に依て佛蘭西以大利澳地利西班  
牙希臘等の船艦悉くジブラルタルの關隘を過ぎずして直  
ち紅海に出入り隨て大浪山下に碇を下すの舶も亦大に  
減少せんこと必せり然れど即今眼前の利潤米佛に歸して  
英に損失あるのみならず他日事あるに臨みて彼此強弱の  
勢大に異ふる所あらん又聞く魯西亞を都をキーウに遷さ  
んとすと前々英主比達<sup>パト</sup>の遺言に吾ら子孫必ず吾ら志を紹  
ぎ歐羅巴亞細亞の二大洲を并吞しコンスタンチノプルを  
都とすべしと云へる事あり魯主世々其志を變ずる事無く

行ふ所皆長久の計に非ざる無く亞墨利加の極北を捨て朝  
鮮の北境を取り西域を蠶食して漸く英領印度に近づき今  
又南遷して土耳其<sup>トルコ</sup>を覬覦す其志の大なる事殆思議すべ  
からず我々が 大東に在ても既に朝鮮滿洲と唇齒の勢あれど  
最慮らざるべからず世人社々洋外の治亂興廢を度外に措  
くこと斷えて痛痒無きが如し故に聊管見を記して午睡を  
醒覺するの料とあすのみ

官板經濟原論  
交易問答

卷數未定 近日出來  
二冊 同上



西洋全史要 十冊 近刻

明治改正萬國輿地分圖 一帖 同上

○

大學校大少監、大少丞、大中少博士、助教、寮長、得業生等の官員を定められ、當八月二日大學校に於て神祭を行えせられ、開校の儀式相濟み、皇學及び漢學、洋學、醫學を博く講習せしめ玉ふ

京都の兵學校を大坂に遷さるゝ由にて、既に其營繕に取掛れり、原田吾一も此事に付大坂に立せり

中外新聞第九八號

明治二年己巳八月十六日

東京出版

外國船雇入の儀に付る布告書

列藩支配所より是さて諸品運輸又て兵士往還の爲め外國船雇入れ、開港場の外諸所へ差廻し方願立し節ハ、御許容相成いへ共右を兵馬騷擾中時勢ふて不得止の儀ふる斯く海内淨平定の上を以て、開港場の外諸方の地は外國船を以て運輸し、多し儀一切禁止相成い、就ては華族の向え勿論農商に至るまで開港場より開港場の運輸の趣願立置し密に



他所は差廻しに後有之ふ於ては吟味の上相當の所置を  
仰付且積荷取上げにうへ過料金千両は多立可相成条吃度  
お心得可申事

但し先達多呂川沖に出入の方を東京府運上所へ可届  
出旨御布告の儀も立取消し相成りすべて本文の通更  
ふを 仰出の事

八月

大政官

隠岐縣廢せられ石見國大森縣を建らる 越後府廢せられ  
水原縣と改稱 新浮縣も廢せられ水原縣に合併 河内縣

を廢せられて其縣にて管轄し 豊崎縣廢せられて兵庫縣  
にて管轄し 三陸兩羽磐城の按察府を岩代國白石に置ら  
るゝ旨 仰出されたり

○曆法議案

市川齋宮

皇朝従来の曆法も月の運行を本とするが故に朔望を知る  
ふに便りなれども周年間の節氣月割等ふを甚不便なり  
往々節氣半月も前後することありが為ふ已むを得ず因月  
を設くるの煩ひあり且又此度津田真一郎より年号を廢し  
元を建てたまふべきを建議せしを至当の説と仰ふ可し故  
に元をよて左の如く曆法を改革したまふときハ至便至明



方代不易の美歴とあり方今外國交際の時ふ當りて宇宙未  
曾有連綿長久の 皇紗を天下万国ふ揭示し航海ふ大利益  
を起し數年後の航海曆も容易ふ作るべく數十年後の事を  
人と約するも年月日を指定すべく數百年後の日月蝕も今  
より舉示す可し不便の閏月無く月割の日数を一とび知る  
ときも毎年大小を覺ゆるの煩ひ無し且つ月割大抵節氣と  
符合するを以て農業ふ大益有り譬へも大抵清明ハ毎年三  
月一日とかり二百十日も七月廿六日とふるが如し併しな  
がら此曆ふても月の盈虚ハ月割と符合せざれども畢竟月  
の主用も天象と則ると潮の満落を知るも有りて朔望を曆

中ふ記すれども是れり又此曆を用ふるときを月給等の如き  
月勘定の事件ふ故障あるの説を生ずること有り可し然れ  
ども是等の如きは其勘定不然るべき割合を立るときを毫  
も改曆の事ふ関係せず有り可あり且つ夫れ時を人命の尺  
度ふ有り攷り汲りて延命の策因循姑息ハ縮命の具と云ふ  
べく人を以て無益ふ時を費さしむるハ人命の一分を断つ  
ふ等し故ふ世人を以て交際の信を立てしむるが為めふ  
皇朝既ふ昼夜十二時の時刻并ふ百刻十二支等の刻割有り  
然れども舶来の袂時計を携帶の便利有るのみあらば刻割  
細密ふ以て交際ふ裨益有りを以て近來世人一般ふこれを



携へ其刻割を用ふ實小信を立つる小甚有益の具なり其上  
既小公議所出仕刻限等の如き公事小も之を用ひし中ふ上  
を速小御改革行つて普く天下小布告し都府の市中小辰鐘  
を設け下民小至るまで此の刻割を用ひしめよとて交際  
小大ひかる裨益あるべし願くハ方今 御一新の折柄を幸  
小年号曆法時刻とも断然改行あらば實小万代の大幸福  
とるべし是れ懇願不堪へさる所なり故小管見多罪を顧す  
試小年月を配当し今年の略曆を左小載せ愚存奉申上小恐  
惶謹識

己六月

京都兵学所所用掛

市川齋宮

○右議案に添ふる曆をこれを略す其大略をいし平  
年の日數ハ三百六十五日小して閏年の日數を十二月  
の末小一日を加へ三百六十六日とす閏ハ每四年小一  
次即ち子年辰年申年あり但し 神武天皇元年を紀元  
とすれど今年己巳ハ二千五百廿九年なり右の如く閏  
法を用ひて每百年小一度の閏を除くの例西洋の太陽  
曆と同じ毎年大の月を三十一日小の月を三十日小  
て大の月五ヶ月小の月七ヶ月とす正月元日を每小立  
春二月十五日ハ每小春分と此の如く年々季候を均し  
くすとの筭當あり



○横濱新聞の譯

英國王子去り三日東京より横濱に來着す四日の夕はオコ  
ロ子ルノルマレ及レビズメレト隊の士官等王子を迎へて饗  
膳を進め翌四日オオミニストルハリリー、パークス日本の  
賓客と王子とを饗應せり日本の賓客ハ即ち 皇帝の叔父  
兵部卿官及び伊達中納言、大原侍従是なり九日又海軍總  
督ヘンリー、キツプルの離進を開く會者八十餘名ありて王  
子、ミニストルパークス大監察ホルンゼー、<sup>コロ</sup>格羅拿、<sup>ノ</sup>ンマン、  
甲必丹<sup>カ</sup>スタレホープ等其上席より十一日好晴に乘りて王  
子の乗りこむ英國軍艦ガラチー總督キツプルの旗を翻へ  
し軍艦サラミスと相並びて出帆す續きてオシヤン、ペール  
ハの二艦も滞りなく出帆せり

按ふ王子名ハアルフレド一千八百四十四年八月六日  
に生る即ち英國女主ビクトリヤの次男ありて今の太  
子の弟あり千八百五十八年八月三十一日より海軍學  
校に入り其後業成りて甲比丹<sup>カ</sup>比丹<sup>ビ</sup>に任じ六十六年五月廿  
四日蘇格蘭<sup>スコットランド</sup>の首府ある壹丁<sup>エディンブルグ</sup>不の公爵に封ぜらる今年  
廿六歳なり

○ 榎本釜次郎大島圭介等格別の 寛典を以て死一等を宥め



られ永禁錮とあり脱走の兵卒を追々各藩へ返す相成り由

醫師松本良順と静岡藩邸中ニ於て謹慎云 仰渡り由

○新出書目

英國歩兵操練圖解 小隊部 千八百六十七年及九年改正

林百郎 閱 三冊 刺成

佛蘭西輕歩兵程式 小隊部 千八百六十三年 元込筒改正之部 千八百六十六年及七年

田邊良輔 藏板 近日出末

英國商法 福地源一郎 譯 六冊 近刻

中外新聞第廿九號

明治二年己巳八月廿六日 東京出版

此度改めて蝦夷地を北海道と稱し國郡を定め玉ふ由の布告あり即ち左の如し

北海道十一ヶ國

- |    |    |    |     |
|----|----|----|-----|
| 渡島 | 七郡 | 後志 | 十七郡 |
| 石狩 | 九郡 | 天鹽 | 六郡  |
| 北見 | 八郡 | 膽振 | 八郡  |
| 日高 | 七郡 | 十勝 | 七郡  |



釧路 八郡

千島 五郡

根室 五郡

是よりて回来五畿七道六十六ヶ國と云ひも今ハ改め  
て五畿八道八十四ヶ國と云ふべきあり東山道奥羽の二ヶ國  
分れて七ツとあり之ヲ壹岐對馬の二島を加ふれど七十三  
ヶ國あり今又北海の十一を加ふれど通計八十四とある

○孝子の褒賞

神田相生丁  
治兵衛店  
誠一郎方同居  
彦太郎  
巳十二才

其方俊先達而養父繁次郎重罪の者よて召捕相成り居ハ節  
身代り歎願の次第幼年ものハ孝心奇特の俊ハ褒美と  
て鳥目三貫文を下之

八月

○官禄定則の事

官位職制追々定めよ成り位階を正一位より後九位まで  
九位の下子大初位少初位あり通計十階あり古て後八位の  
下子初位を置きせられて正九位後九位の二階無く且正四  
位より以下各上下の称ありが今て上下の称を廢せら  
れしり  
伊一四位以上ハ  
勅任五位六位ハ奏任七位以下ハ判任の官あり



此位階と官職との相當表ハ既ニ 官板にて彫刻あり近日  
此公布ニ成ルベクれども爰ニ記さざり大藏省より出さる  
官禄定則の大略を抄録す

第一等	現米千二百石	第二等	千石
三等	七百石	四等	六百石
五等	五百石	六等	四百廿石
七等	三百四十石	八等	二百七十石
九等	二百石	十等	百三十石
十一等	八十五石	十二等	六十七石
十三等	五十石	十四等	三十三石

十五等

廿六石

十六等ハ更ニ三等ニ分つ

十六等の一	廿石
十六等の二	十五石
十六等の三	十二石

使部仕丁ニ十六等の二を以テ賜ふ等外の禄を  
十石及び七石と定む

右官禄ハ一ケ年の月数ニ割合隔月ニ二ケ月分ヲ渡さる

但一前月の平均相場を以て金渡しニ成る

一ケ年千二百石の割ふれども二ケ月分現米二百  
石此代金一石八兩の相場ふれば千六百兩あり



千両の相場あれば二千両ある他は准じて知るべし  
米を願ふ人の渡り日より十日前より申出づれば第六等以上  
の四分の一、第七等より十等までハ三分の一、第十一等以下ハ  
半数を賜ふべし

遠國在勤或ハ府縣に於ても金渡しの例右に同し

准ずるの官禄ハ本官四分の三 心得勤ハ三分の二

試補ハ半数 出仕官禄を諸官共ニ其下等を以て賜

ふべし

右當八月に定の大略あり

○紀州産石炭鑒定の説

瑞穂屋郊三郎

過日宇都宮大人を訪ひし大人黒く光ある炭の如き物を  
示して曰是ハ紀州より出たものあり常ニけいもよく焚  
えず、焚えても烟無し因て俗ニ々むるしけいみと云ふ由  
ありとて見せられしれども吾も其學を務めしけいも非れば  
し見捨て歸りしけい、さりとてかゝる時の為にもとて往年  
佛朗西より求め來つる<sup>ヤマイロ</sup>礦石の見本あれば其箱を開き見  
ると其中ニあんぐらりとてし物あり、さよよく似しれど  
これをすくし碎きて焚やしると烟無くいさゝか石炭の  
みやい有り、かく宇都宮大人の見せしもの疑ひ無し因  
て<sup>リカ</sup>墨利加板のえんさいくるべぢやとりし書を披けし



あんたら志いとハ ぎりーやの あんたらさす すきりつ  
 すみとりは こそどより ぞより、 これそ すみの うまれ  
 ぶらさる やまいろ まのよて、 <sup>炭素</sup> すみねと せづかの みづの  
 を よくむ、 つろくろく むろく <sup>グラシコール</sup> かけて や、 <sup>水素</sup> かのの  
 ごとき、 ひうりあり、 よりそ <sup>かきやきすみ</sup> すま ひうりすみ  
 ともふ、 しづな もえて げづりあ、 ぶりて まく  
<sup>ブライドコール</sup> めくらすみ ともふ、 やまーハ これをつはの いす  
 の きくさを ねとして ありたら かんまごの あまり  
<sup>植物</sup> の やらからとも、 さを <sup>コオク</sup> これを いすまがらの ごとく  
 へき せらふ、 これハ <sup>いづらんど</sup> ぶらんど ぶらんど ぶらんど まく えきりん

すことらんど まらびま えろぞの いぐーの いすみぞら  
 みもいづふ、 あめりか <sup>い</sup> へいとおろく いづる まり  
 この あんたら志いとハ くらく ひりて せらく、 せえ  
 がく せづりあ、 ぶらな あをき ちのや あるのこ、  
 さりまぐ ひの いまひハ <sup>い</sup> つよくーて <sup>硫黄</sup> せくま  
 のけさ、 ゆるま <sup>い</sup> ぶらきーや <sup>い</sup> るぞの かま 子ハ  
 まつともよう、 せろき、 せひを のぞくものを よーとす、  
 知三郎をか移てより 假名のもを用ひて書を著し 西洋  
 文を譯し、 とも漢字を仮るゝと 無らんとの説あり 即  
 ち此譯文の如きも 其一例あり

高橋



○近刻書目

官板 和蘭學制 内田大學少丞正雄譯 二冊

奇機新話 初編 久留米 麻生弼吉譯

兵學提要 二編 同

雷砲射擲表 二編 同

○  
去ル十六日の黄昏に英國使臣パークス途中にて襲され  
一が幸より難を免れ浪人一人取押へり成り

中外新聞第三十號

明治二年己巳九月二日  
東京出版

松平民部卿 越前老侯 此度大學校別當兼侍讀に轉任あり

浪華の貨幣製造局も追々出来に成り金銀の地金分析の爲  
に硫酸といふ業を製する大なる鉛室を取立に成りし  
右ハ英人某と和蘭人がラタマと兩人の差圖にて出来の由  
あり新貨幣の文字を石井潭香といふ有名の書家の筆にて  
板下を英國へついでし極印を注文に成りし由

○信州上田騷動の事 コモロ 小諸藩士の來狀を写す



然<sup>八月</sup>當十七日の夕方上田領不騒動相起り日暮不上田城下  
 不押込莫大の乱坊いさし君公出馬不て鎮静を成兼は領  
 内大体一同不て出影へ可發旨を申し夫より海野田中を  
 越し加澤不至り既不夜五ッ半時頃不諸へ可參旨候の者  
 申来当地不大方混雜に相成り村に堅め不処加沢より海善  
 寺へ登り夫より大川へ越し竹内某の家を焼拂ひ善木へ越  
 し尾崎某の家を焼拂夫より洗馬原真田不至り可申拉子の  
 処是よりも押出不付上田不帰り海野町原町を始め其地焼  
 拂小野沢某も焼失仕不十八日不至り洗馬組へ登り出残り  
 の者所々を焼拂ひ右洗馬組の者を追手入願出差出居の趣

塩田久保武石辺へを迎の者數百人参り是よりも一同押出  
 の趣十七日早朝徒黨の者人別村攻の処田中組の者少人数  
 不て引取の趣不付田中組の内海野始め焼拂其上一組の者  
 残らば打殺すと申不て矢竹不成る流行氣の趣不付田中  
 組の者を焼拂の上又打殺されてを不相濟組合一同押出鎗  
 鉄炮不て仕伏せ可申威勢よて居不趣其他乱妨難枚奉不邦  
 君も十七日夜直様は繰出臥屋陣營に相成不當時半途よて  
 中々落付方見限を付不申不て得共任幸信大略に越し多分當  
 方へを不参趣不不得共此上如何変心不仕も難計一紗心配  
 屋在家財を残り取片付既不今朝大屋不至不との知らせ



よて甚心痛の至りよ  
下略 右騒動の縁故ハいまぐ詳あり  
追て確説を得よハ記すべきあり

静岡藩移住の士よ分典せらるる  
禄左の如く定りよる由

元高

壹萬石か五千石迄

十人扶持

五千石か千石迄

八人扶持

千石か五百石迄

七人扶持

五百石か百石迄

六人扶持

百俵か廿俵迄

五人扶持

廿俵以下

四人扶持

歸參の向丸

三人扶持

八月

外國新報

唐國ハ今年殊に暑氣烈しく時ありぬ風雨もありて米價大  
に騰貴せし由

第廿四号よス子ルといふ外國人 亞米利加のカリホルニヤ  
よて六百アクル アクルも千の地を借り受け日本人を移

住せしめて其地を開墾する由を記せり其後の報告よ依れ  
ず移住せしりのハ僅に六家よ過ぎざれども追て開墾の功

を成せり即今葡萄畑廿アクル菓木園十二アクル諸穀を植  
べき田圃大約九十アクルありて桑樹五万本を植て茶樹ハ



實を時きよること百五十万粒ありと云ふ

ロンドンの傳信機社中にて印度の西崙セイロンより支那及び澳大

利大島への傳信を設けんとを目論見此度先づ西崙より

檳榔嶼までの仕掛けを取掛り

肥後侯より英國へ注文を成しコルネト船を号デリ木

ク此程アベルデー港まで皆出来り成り既に彼地を出帆

せり是ハ惣鉄張蒸氣船にて奇麗なる船ありと云

○

皇后當九月中東京へ行啓を仰出する旨は布告あり

百官の家族も東京へ移ると勝手なるべきよし

○詔書の寫

朕登祚以降海内多難億兆タカいそぐ綏寧せず加之今歲淫雨農

民を害し民將タカ生を遂る所ありらんヤスレ朕深く怵惕オホアタす

依て躬ら節儉する所ありて以て救恤スレヒを充んとす主者施行

せよ

明治二年己巳八月廿六日

輔相三條公より出達の寫

敷慮を以て救荒の俟仰出され誠マコトを以て至仁の聖旨不

堪感泣之至存候實義亦不肖の身を以て重任を奉り過分

の官祿を賜り尸位素餐實以て恐懼を所措存候就云々



實美亦官禄五分の一を返納致しは救恤之一端に給せられ  
至仁 聖意の万一を奉禊補は枯有之度不堪至願候諸官各  
位においてもは同意の候に候も、連署致出願度仍申陳候  
也謹言

八月廿六日

實美

二官 六省 臺 校 使

追ふ

勅任五分の一 奏任十分の一 判任官に及ぶざる心持は  
百其官省中ハ夫に示合有之に尤各に都合も可有と  
し万は不存次第可然候也

○日記の抄録

八月廿九日大學校別當松平公始めて開成學校に入來あり  
て生徒の物まふびする様を巡見せられ校内に居留の教師  
フルベッキ、プーサー、パリー、ガロー、メイヤの五名に面會し續  
きく遊を開きく饗應あま少監秋月侯及び大少丞中少博士  
其席に列に主客語を異にせしむるフルベッキ氏ハ既ニ我邦  
に留寓するものと殆十年より能く日本語に通じ故に英  
佛の話を日本語に翻し松平公に語り或は其應對に代り  
ふと歡笑頗る興あり松平公の詠せらるる歌  
むつま〜く〜人〜う〜け〜る〜う〜の〜う〜き〜さ



何よよとんむ

此歌も例のフルベッキ氏が本國の語を訳し、四人の教師が  
聞かせ、各感謝の詞を述べ、お礼を言ひ、  
る歌

少博士春蔭

をり—あれハ千里の外にぬるるるらする  
けふのまゝのや

○

頭書画入 世界國畫

慶應義塾藏板

西洋雜誌 卷六より

開物社藏板

右二種 近刻

明治二年  
官許刊行

柳河氏藏板

費光

東京本町四丁目

上州屋惣七



